

カード規定

1. (カードの利用)

- (1) 普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカード、または貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
- ① 当社および当社がATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「入金提携先」といいます。)のATMを使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合
 - ② 当社および当社がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「出金提携先」といいます。)のATMを使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当社および出金提携先のうち当社がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といいます。)のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合
 - ④ その他当社所定の取引をする場合
- (2) カードは当社および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先の所定の時間帯に限り、利用することができます。

2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当社(入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先)が定めた種類の紙幣および硬貨に限り、また、1回あたりの預入れは、当社(入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先)が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当社(出金提携先のATM使用の場合は、その出金提携先)が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当社(出金提携先のATM使用の場合は、その出金提携先)が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当社所定の金額の範囲内(カードを挿入して行うATMによる払戻しは、書面その他の当社所定の方法により申し出を受け、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)とします。
- (3) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記5.に規定する出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (ATMによる振込み)

- (1) ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる振込みは、ATMの機種により当社(カード振込提携先のATM使用の場合は、そのカード振込提携先)が定めた金額単位とし、1回あたりの振込みは、当社(カード振込提携先のATM使用の場合は、そのカード振込提携先)が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込みは当社所定の金額の範囲内(カードを挿入して行うATMによる振込みは、書面その他の当社所定の方法により申し出を受け、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)とします。ATMを使用して振込みを依頼する場合に、振込金額と後記5.(2)に規定する出金手数料金額、および後記5.(3)に規定する振込手数料金額との合計額が預金を払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、その振込みはできません。

5. (入金手数料、出金手数料、振込手数料)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、当社および入金提携先所定のATMの使用に関する手数料(以下「入金手数料」といいます。)を預金の預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、入金提携先の入金手数料は、当社から入金提携先に支払います。
- (2) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、当社および出金提携先所定のATMの使用に関する手数料(以下「出金手数料」といいます。)を預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、出金提携先の出金手数料は、当社から出金提携先に支払います。
- (3) ATMを使用して振込みをする場合には、当社およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当社からカード振込提携先に支払います。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限り、)による預金の預入れ・払戻しおよび振込みの依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。この場合、当社は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いをしません。
- (2) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当社本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いをしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名、金額および暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に届け出の暗証番号を入力の上、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)および(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いをしません。

8. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じです。)または入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当社のATMで使用された場合または当社本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合についても同様とします。なお、預入れた金額、払戻した金額と入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額についてそれぞれの金額を分けて通帳に記入します。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、ただちに本人から当社所定の方法により取引店に届け出てください。この届け出を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届け出の前に生じた損害については、後記1.1.および1.2.に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届け出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にも、当社所定の方法によりすみやかに本人から取引店に届け出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、当社所定の方法によりただちに本人から取引店に届け出てください。この場合、当社が必要と認めるときは、カードもあわせて提出してください。この届け出の前に生じた損害については、後記1.1.および1.2.に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
- (4) カードの盗難、紛失等の場合におけるカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、当社は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。また、暗証番号は生年月日、電話番号、同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当社が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当社の責任については、後記11.および12.によります。
- (3) 当社の窓口においてカードを確認し、暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について本人の責に帰すべき事由がなかったことを当社が確認できた場合の当社の責任についてはこの限りではありません。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによるATMを使用した払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人にカードを不正使用され生じたATMによる払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻しの額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ② 当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難されたことが推測される事実を確認できるものを提示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社への通知が行われた日の前30日間(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日間にその事情が継続している期間を加えた期間とします。)になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当社への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じたATMによる払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当社が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
 - C. 本人が被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難された場合

13. (本人の重大な過失となりうる場合)

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりとなります。

- (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 本人が暗証番号をカード上に書き記していた場合
- (3) 本人が他人にカードを渡した場合
- (4) その他本人に前記(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証番号を知らせた上でカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではない。

14. (本人の過失となりうる場合)

本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりとなります。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、カードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合
- (2) 前記(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証番号の管理
 - ア. 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - ② カードの管理
 - ア. カードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - イ. 酔って等により通常の注意義務を果たせなくなるなどカードを容易に他人に奪われる状況に置いた場合
- (3) その他前記(1)および(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

15. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当社、入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。

16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。また、当社普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしただちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしただちにカードを取引店に返却してください。ただし、下記④の場合は、当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記17.に定める規定に違反した場合
 - ② 普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき

③ 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合

④ カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

17. (カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止)

(1) カードの所有権は、当社に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。

(2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしたり、また、他人に貸与、占有、または使用させることはできません。

18. (規定の適用)

(1) この規定に定めのない事項については、当社普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先のATMを使用した場合には、カード振込提携先の定めにより取扱います。

(2) この規定は、金融情勢等の変化により内容を変更することがあります。

19. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上